

2026年6月1日～

入院時食事療養費の改定について

今般の食材費及び光熱水費の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費（入院中の食事代）に関する制度改正がありました。

これに伴い、2026年6月1日より、入院患者様の負担額が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

なお、本改定は令和8年診療報酬改定に伴い、全国の医療機関共通の変更となります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。



所得区分		患者様負担額	
一 般 (70歳未満)	高齢者 (70歳以上)	2026年 5月31日まで	2026年 6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円	1食 550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一 般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240円	1食 270円
区分オ（長期該当）	低所得Ⅱ（長期該当）	1食 190円	1食 220円
—	低所得Ⅰ	1食 110円	1食 130円
指定難病対象者		1食 300円	1食 330円

2026年5月28日
富良野協会病院